

平成 23 年度税制改正法案に係る法的手当て

平成 23 年度税制改正法案 (平成 23 年 1 月 25 日 国会提出)

税制抜本改革の方向性に沿った改正 (附則 104 条第 3 項と方向性を共有)

個人所得課税

- ・給与所得控除の上限設定
- ・特定支出控除の見直し
- ・成年扶養控除の縮減 (低所得者・障害者等は存続)
- ・短期勤務の役員退職金課税の見直し

法人課税

- ・実効税率を 5% 引下げ (法人税率 30% → 25.5%)
- ・課税ベースの拡大等
 - －減価償却の見直し
 - －欠損金繰越控除の見直し 等
- ・中小法人に対する軽減税率の引下げ (18% → 15%)
- ・中小企業関係租特の見直し

資産課税

- ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し
- ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大 (孫)

消費課税

- ・地球温暖化対策のための税の導入 (石油石炭税の税率の上乗せ)

政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化

- ・雇用促進税制等政策税制の拡充
- ・寄附金税制の拡充
- ・納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正
- ・その他納税者利便の向上、課税の適正化等
 - ・年金所得者の申告不要制度の創設
 - ・航空機燃料税の税率引き下げ
 - ・租税罰則の見直し等

期限切れ租税特別措置の延長等

<単純延長>

- ・住宅用家屋の保存・移転登記の登録免許税の軽減
- ・農林漁業用 A 重油の石油石炭税の免税・還付 等

<縮減の上延長>

- ・肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
- ・公害防止用設備の特別償却
- ・e-Tax による申告の所得税額控除 等

<拡充の上延長>

- ・離島に係る航空機燃料税の税率軽減
- ・中小法人に対する税率軽減 (本則 22% → 特例 18%) 等

※ 本年 3 月末期限となっている措置については、つなぎ法により 6 月末まで単純延長された。

○ 現在国会で審議中の平成 23 年度税制改正法案 (所得税法等の一部を改正する法律案) を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案 (平成 23 年 6 月 10 日 修正)

平成 23 年 8 月 31 日 継続審査

○ 別途の新たな法律案として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

(平成 23 年 6 月 10 日 国会提出)

平成 23 年 6 月 22 日 可決・成立